

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 9,813	千円 19,397,586	千円 196,673	千円 698,032	% 4.0	% 3.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

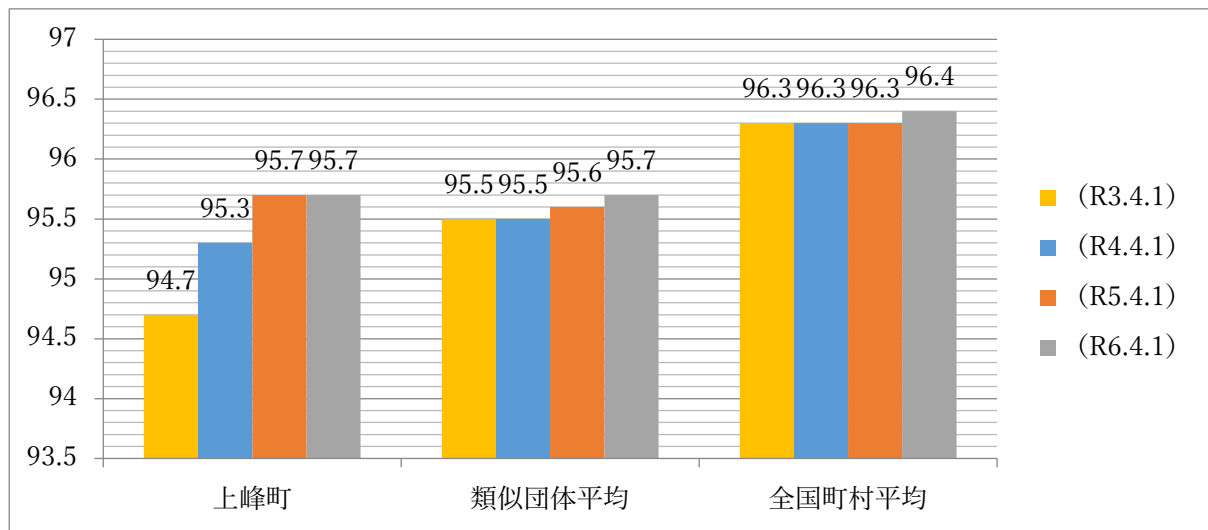
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 81	千円 285,029	千円 44,915	千円 107,905	千円 437,849	千円 5,405

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

本町は、人事委員会を設置していないので省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表の見直し	実施
給料表の改正時期	平成28年4月1日
使用する給料表	佐賀県人事委員会勧告による給料表
内容	一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
高年齢層の減額措置	55歳超えかつ6級の職員の1.5%減額はH28年度末に廃止
俸給表改定激変緩和措置	平成27年3月31日現在の給料額を経過措置として2年実施
他の給料表の取り扱い	他の給料表は、一般行政職との均衡を踏まえ実施

② 地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当は、国と同様に見直しを平成27年4月1日実施。

単身赴任手当の支給なし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	40.0歳	290,874 円	331,109 円	310,323 円
佐賀県	41.1 歳	317,689 円	377,698 円	341,865 円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378 円
類似団体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月 額 (円)	平均給与 月 額(A) (円)	平均給与 月 額 (国ベース) (円)	対応す る民間 の類似 職種	平均 年齢	平均給与 月 額(B) (円)	A/B
上峰町	60.9	2	281,850	290,636	281,850	—	—	—	—
うち用務員	63.0	1	208,200	210,200	208,200	用務員	49.1	244,800	85.86%
佐賀県	56.5	43	316,781	339,501	324,177	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	52.4	3	282,019	308,976	296,521	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員(C)		民間(D)		C/D				
	上峰町		—		—				
うち用務員	3,029,038 円		3,297,300 円		91.86%				

(注) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

(注) 技能労務書の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大 学 卒	187,800 円	196,900 円	196,200 円
	高 校 卒	166,700 円	166,700 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,900 円	164,000 円	—
	中 学 卒	—	155,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

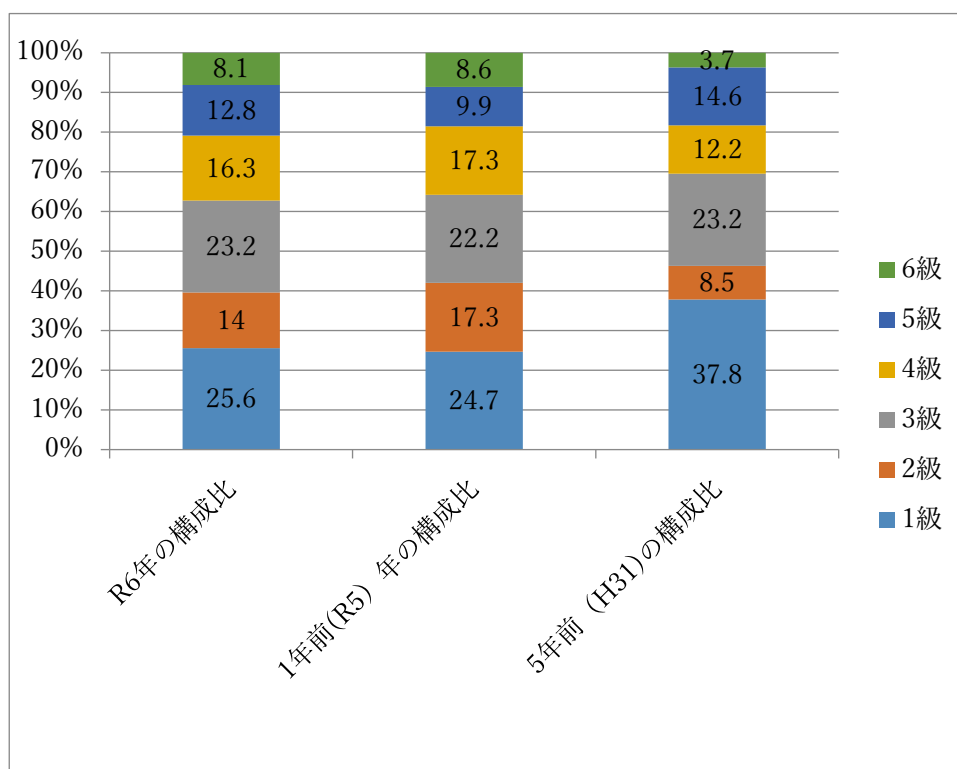
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,100 円	318,900 円	359,000 円	375,400 円
	高 校 卒	226,500 円	293,700 円	345,800 円	370,500 円
技能労務職	高 校 卒	227,300 円	275,800 円	303,900 円	316,600 円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

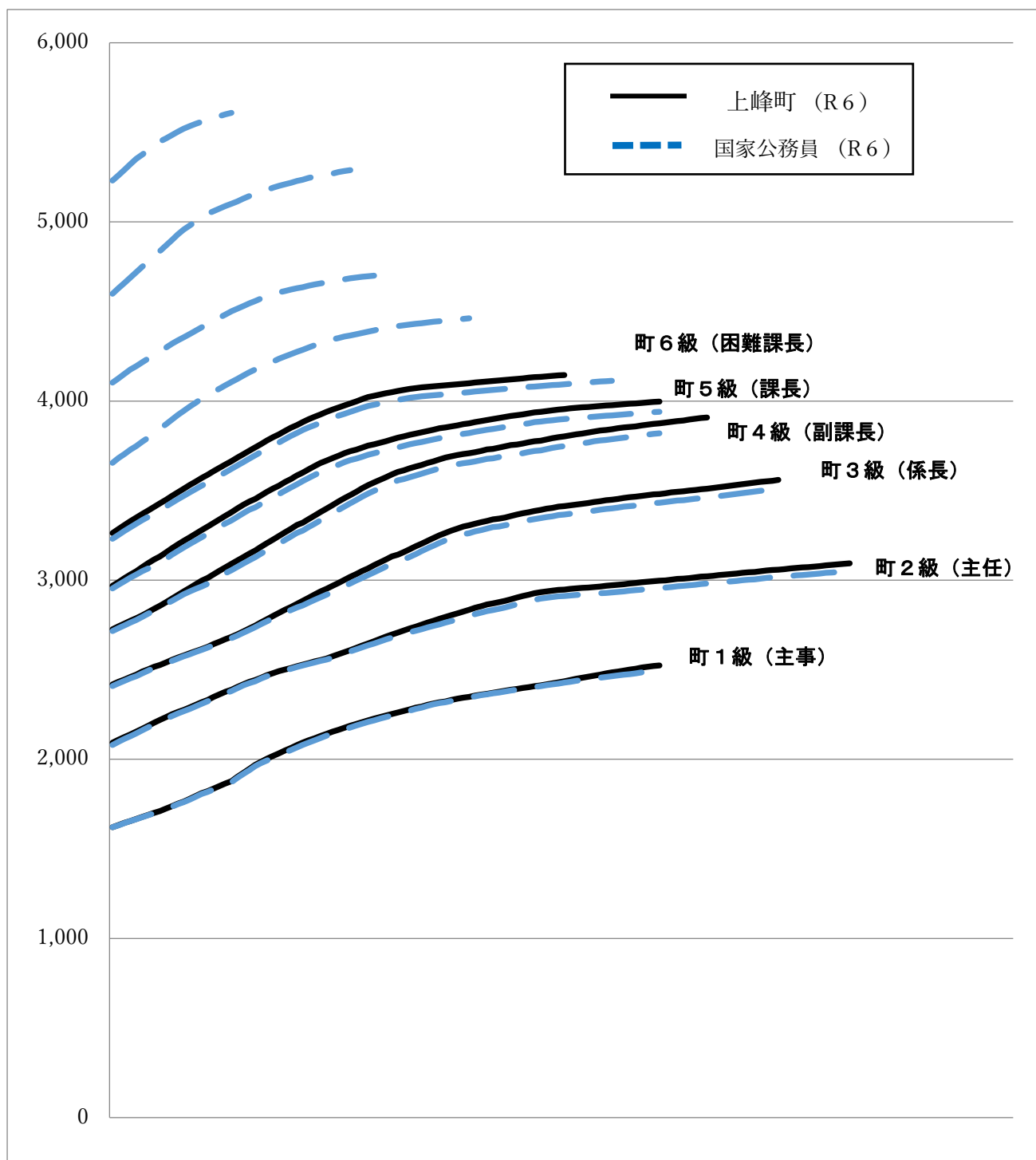
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○6 級	・ 高度な知識、経験を有する課長の職務	7 人	8.1 %	326,300 円	414,500 円
○5 級	・ 課長の職務 ・ 課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	11 人	12.8 %	296,900 円	399,700 円
○4 級	・ 困難な職務を所掌する副課長の職務 ・ 特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	14 人	16.3 %	272,600 円	390,800 円
○3 級	・ 困難な職務を担当する係長の職務 ・ 主幹の職務 ・ 係長の職務 ・ 主査の職務	20 人	23.2 %	241,800 円	356,000 円
○2 級	・ 主任の職務	12 人	14.0 %	209,300 円	309,400 円
○1 級	・ 主事の職務 ・ 主事補の職務	22 人	25.6 %	162,100 円	252,400 円

- (注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,262千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,595千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級:5% 4・5・6級:10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

上峰町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.70900月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置（2～20％）			（定年前早期退職特例措置（2～45％）		
1人当たり平均支給額 7,510千円 一千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当の支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又は 行旅死亡 人取扱手当	右記業務に従事 した職員	行旅病人若しくは 行旅死亡人の身元 の確認、現場検査 立会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	19,286千円
職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）	275千円
支給実績（令和4年度決算）	22,317千円
職員1人当たり平均支給額（令和4年度決算）	354千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とは

ならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和5年度実績) 支給実績	(令和5年度決算) 支給職員1人当たり 平均支給年額
扶 養 手 当	配 偶 者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)	同じ		5,642 千円	217,021円
住 居 手 当	持 家 支給なし 借 家・借 間 (支給限度額) 27,000円	異なる	支給限度額が少額	7,430 千円	297,216円
通 勤 手 当	交通機関利用者 (支給限度額) 55,000円 自家用車等利用者 (距離に応じて) 2,000円～31,600円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	支給額が少額	2,751 千円	58,541円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	異なる	定額制	7,860 千円	314,400円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	町 副 町	長 長	709,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額				
				850,000円／505,800円				
	副 町	長	589,000円	710,000円／490,000円				
報 酬	議	長	329,000円	375,000円／205,000円				
	副 議	長	266,000円	307,000円／175,000円				
	議	員	246,000円	286,000円／155,000円				
期 末 手 当	町 副	長 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分					
	議 副 議	長 長 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分					
退 職 手 当	町	長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
			給料月額×在職1年につき×支給率(500/100)		14,180,000円	任期毎に支給		
	副 町	長	給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)		6,926,640円	任期毎に支給		
	備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

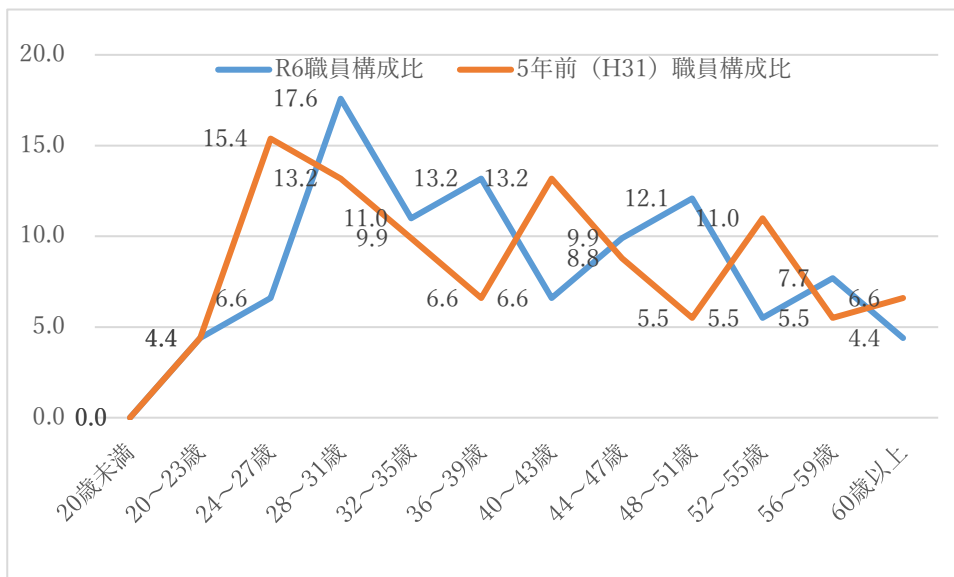
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	機構改革による課長職の減・退職不補充
		総 務	23	25	△ 2	
		税 務	8	8	0	退職者補充・佐賀東部環境施設組合への派遣
		民 生	13	12	1	
		衛 生	9	6	3	
		農 林 産 木	7	7	0	
	土	6	6	0		
68	68	66	0	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 69.29人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 119.21人)		
	教 育 部 門	17	15	2	異 動 に よ る 増 員	
	小 計	85	81	0	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 86.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 139.97人)	
公会計企業部門等	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	6	6	0		
合 計			91 [91]	87 [91]	4	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	6人	16人	10人	12人	6人	9人	11人	5人	7人	4人	91人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	66	67	68	66	68	1(1.5%)
教育	17	15	17	14	15	17	0(-%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(-%)
普通会計計	84	81	84	82	81	85	0(0.0%)
公営企業等会計計	7	6	6	6	6	6	△1(△14.3%)
総合計	91	87	90	88	87	91	0(-%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 185,598	千円 72,913	千円 0	% 0	% 0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
R5年度	人 1	千円 3,189	千円 480	千円 1,249	千円 4,918	千円 4,918	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	35.9歳	258,700円	409,893円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円
事業者	一歳		一円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上峰町	上峰町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,249千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,262千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上峰町	上峰町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 一円 一円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 7,510千円 一千元

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当の支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又は 行旅死亡 人取扱手当	右記業務に従事 した職員	行旅病人若しくは 行旅死亡人の身元 の確認、現場検査 立会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	172千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	172千円
支給実績（令和4年度）	12千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	12千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般職 の制度と の異同	一般職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5 年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)	同じ	—	0千円	0円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2000円～31,600円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	同じ	—	0千円	0円